

社協「さくら」地域福祉活動計画特集号 ダイジェスト保存版

ともに歩むふくしプランⅡ

〔第4次佐倉市地域福祉活動計画〕

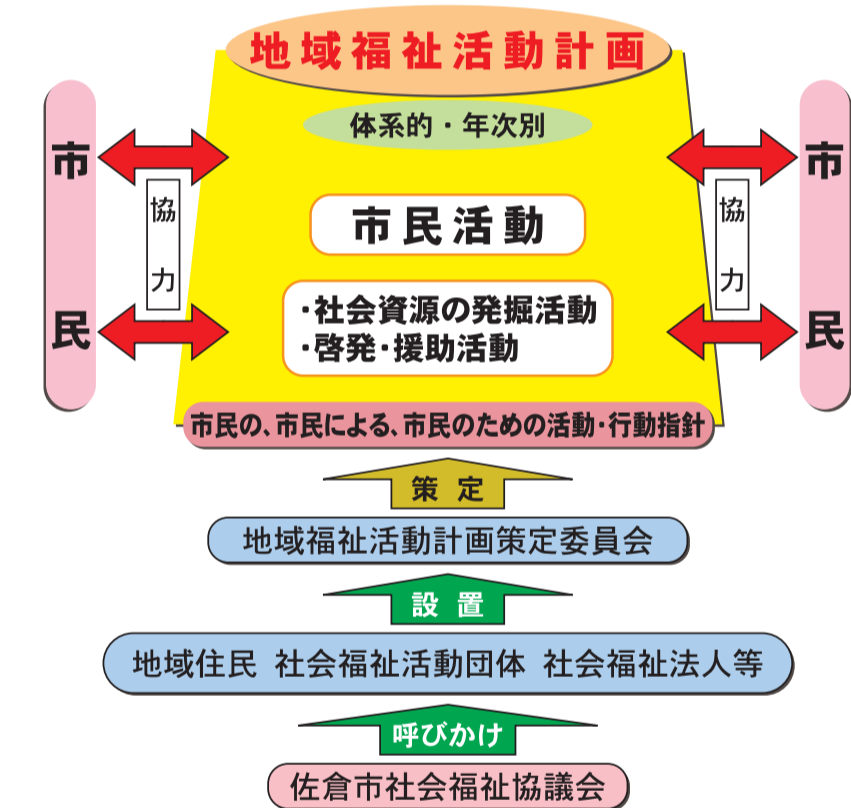
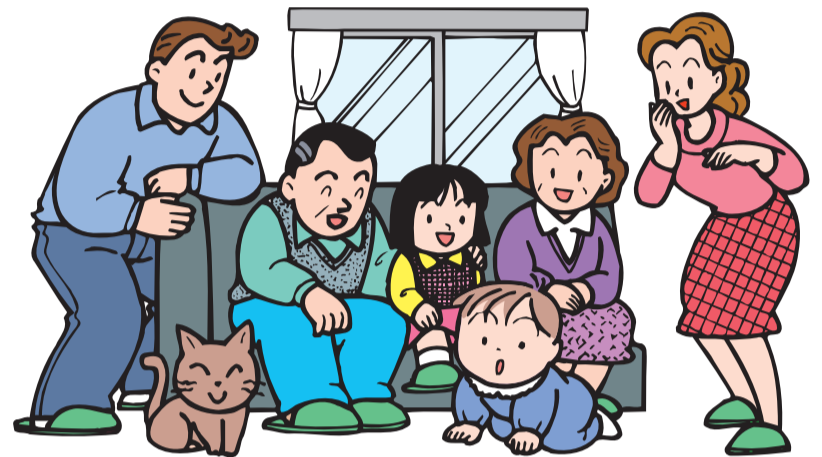
「わたしも あなたも いっしょにつくる
いきいきと暮らせるまち 佐倉」をめざして

社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会
平成23年5月

I 計画の概要

1. 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、地域社会のさまざまな福祉課題の解決をめざして、市民や民間団体が行う活動と活動に必要な社会資源の掘り起こしや啓発・援助活動などを組織的に行うことを目的として、体系的・年度ごとにとりまとめた計画です。この計画は、地域福祉の推進を目的とした「市民の、市民による、市民のための活動・行動指針」であり、地域の個人や団体がこの指針を参考にして、互いに協力して福祉社会を実現していこうとするものです。



2. 計画の期間は5年間

○平成23年度～27年度

3. 計画の推進管理

○ともに歩むふくしプランⅡ推進委員会
自治会・町内会・区代表、地区社協代表、NPO代表、当事者代表、学識経験者、公募市民、社協理事等。

4. 佐倉市地域福祉計画（行政計画）との関係

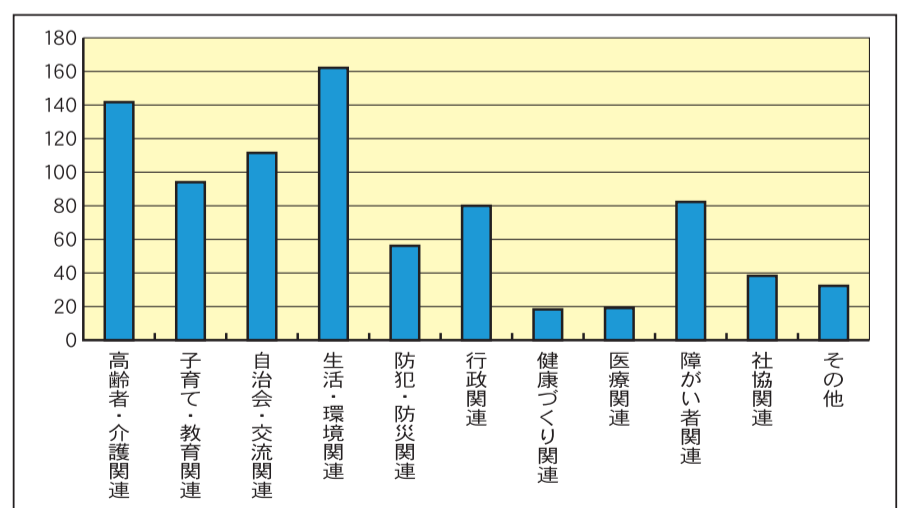
佐倉市では、社会福祉法に基づく「佐倉市地域福祉計画」が策定されています。「佐倉市地域福祉計画」は、公平・公正を旨とする公的福祉サービスに関する基本計画であり、「佐倉市地域福祉活動計画」は、地域支え合いのための計画です。この二つの計画は、相互に関係・補完して全体として地域福祉を実現するもので、車の両輪にたとえられる関係にあります。二つの計画の重なった部分は行政と民間が協力・協働して行ういわゆる「公・民協働」の計画です。

II 地域福祉の課題

1. 生活課題を知るための調査

- ①住民座談会・地区社会福祉協議会の協力を得て、市内13会場で開催し、延べ533名の市民の方々から生活課題をいただきました。
- ②出前調査・住民座談会に参加することができなかった方々や福祉団体等17団体・機関に伺い、生活課題を収集しました。
- ③アンケート調査・佐倉市総合計画後期基本計画満足度調査、佐倉市市民意識調査などのアンケート調査や佐倉市次世代育成支援、佐倉市地域行動計画に関するニーズ調査等により生活課題を収集しました。
- ④前期計画の評価・前期計画の第3次佐倉市地域福祉活動計画（ともに歩むふくしプラン）の進捗状況の評価に基づいて、未解決課題として今後取り組むべき生活課題を整理しました。

2. 生活課題の概要



これらの方法により収集した課題を性質毎に11の区分に整理し、最終的に833課題を生活課題としてまとめ、最終的に整理された課題は重複を含めて993課題となり、行政課題450、協働課題151、民間課題275に整理しました。

| | |
|-----------|------------|
| 行政課題 | 450 |
| 協働課題 | 151 |
| 民間課題 | 275 |
| その他 | 117 |
| 合計 | 993 |
| (重複含む) | |

Ⅲ 計画の基本理念と体系

1. 地域福祉活動計画の理念と基本目標

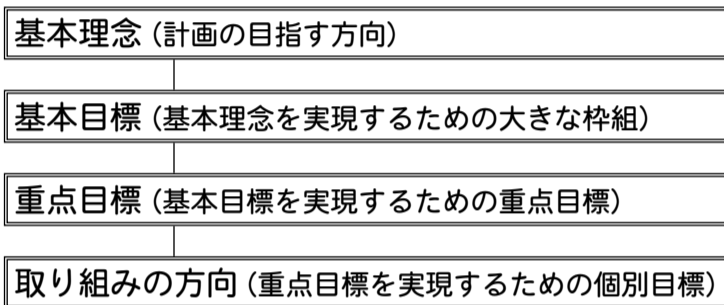
誰もが、ありのままに、その人らしく地域で暮らすことができる地域社会の実現。

**「わたしも あなたも いっしょにつくる
いきいきと暮らせるまち 佐倉」**

これからの地域福祉が目指すべきものとして、「誰もが、ありのままに、その人らしく、地域で暮らすことができる」地域社会の実現が求められています。

また、これを実現するためには、地域に住む住民「みずから」が活動の主体となって、お互いに支え合い、協力しながら「福祉のまち」を創っていくことが強く求められています。

計画の体系



2. 基本目標・重点目標・取り組みの方向と課題解決のための行動計画

(1) [基本目標1] 安全・安心なまちづくり



地域で生活することが「幸福」であるためには、日々の生活が「安全・安心」で支えられていなければなりません。

| 重点目標 | 取り組みの方向 |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| [1-1] いのちを守る支え合いネットワークづくりをすすめよう | 1 安全確保のための住民活動の推進 |
| | 2 災害時要援護者情報の把握、民児協と自治会・町内会等との連携強化 |
| | 3 関係機関並びに住民同士の連携による防災対策の強化 |
| | 4 地域全体で子どもを見守り育てるネットワークづくり |
| | 5 虐待をなくすための地域づくり |
| [1-2] 人に優しいところを育てよう | 1 ところのバリアフリーの環境づくり |
| | 2 あいさつと声かけで、安心と信頼を確認し合うまちづくり |
| [1-3] 自分の体やところを大切にしよう | 1 健康づくり活動の推進 |

[重点目標1-1] いのちを守る支え合いネットワークづくりをすすめよう

- ◇自治会・町内会等による防犯パトロールを全地域に広めます。
- ◇自治会・町内会等、民生・児童委員、近隣住民は、区社協と連携して災害時要援護者リストの作成を推進します。
- ◇自主防災組織を各自治会・町内会等に立ち上げます。
- ◇地域交流・世代間交流活動を通じたネットワークづくりを推進します。
- ◇虐待予防について学べる場をつくり、虐待への理解を深めます。

[重点目標1-2] 人に優しいところを育てよう

- ◇バリアフリーに関する各種学習会・講習会・研修会等へ当事者の家族、近所の方、ほか生活に関わるみなさんの参加を促進します。

◇顔の見える小さな近所ネットワークを形成し、その輪を広げます。

[重点目標1-3] 自分の体やところを大切にしよう

◇ラジオ体操などの日常的な健康づくりに世代を超えて取り組む地域づくりを推進します。



(2) [基本目標2] 交流と支え合いの地域づくり

公正・公平を前提とする行政が行う公的福祉制度では、制度の谷間、すきまが生じます。生活課題に素早く対応し、解決していくには地域の住民同士の助け合い、支え合いのしくみが必要です。

| 重点目標 | 取り組みの方向 |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| [2-1] 支え合い、交流する地域づくりをすすめよう | 1 高齢者の日常生活を支える近隣の助け合い活動の充実 |
| | 2 地域住民同士の助け合い意識の強化 |
| | 3 地域で子どもを育てる～学校との連携の強化 |
| | 4 地域内での中高生の居場所、その親の居場所づくり |
| | 5 地域における異世代間交流の拡充 |
| | 6 高齢者の交流場所づくりの拡充 |
| | 7 地区社会福祉協議会活動と自治会・町内会等との交流の強化 |
| [2-2] 助け合いのしくみをつくろう | 1 障がいおよび障がい者の理解活動の推進 |
| | 2 障がい者の活動支援 |
| | 3 子育て・悩みごとを相談できるしくみの強化 |
| | 4 高齢者の見守り相談機能の強化 |
| [2-3] 助け合い、支え合いのまちづくりに活動する人や組織を育てよう | 1 地域内子育て支援の応援者の育成 |
| | 2 ボランティアの育成 |
| | 3 地区社会福祉協議会活動の充実と整備 |

[重点目標2-1] 支え合い、交流する地域づくりをすすめよう

- ◇市民参加型有償サービスがない地域に立ち上がるとともに市内のサービス提供グループのネットワーク化を図ります。
- ◇地域内での挨拶運動を展開します。
- ◇地域住民と学校が協力し、地域の問題解決型行事に子どもたちの力活かす取り組みを行います。
- ◇自治会館・町内会館などの場を活かし、青少年相談員や学校の父母会などの協力を得ながら中高生や親の居場所をつくります。
- ◇町内会館等を利用して各世代における交流の機会を継続的に開催し、サークルや支援団体をつくります。
- ◇地域のサロン活動の実施内容の充実を図ります。
- ◇自治会館・町内会等事業・地区社協事業に相互に協力していきます。

[重点目標2-2] 助け合いのしくみをつくろう

- ◇障がいを知るための学校教育を充実させます。
- ◇障がい者団体の活動拠点づくりを支援します。
- ◇乳幼児を持つ親が、子育て支援の場などの情報を入手できるように市に働きかけます。
- ◇市行政、自治会・町内会等、市社協、地区社協および民生委員間の連携をさらにすすめ、地域の見守り支援・相談機能を強化します。

[重点目標2-3] 助け合い、支え合いのまちづくりに活動する人や組織を育てよう

- ◇子育て支援者向けの講座を開催します。
- ◇多くの市民が参加できるボランティア講座を開催します。

◇地域で起きている福祉課題を共有し、解決する場として「住民福祉懇談会」の機能を充実させていきます。

◇民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを支援します。横断的対応を図ります。
◇地域活動への参加促進をします。

(3) [基本目標3] 協働のしくみづくり



行政機関や専門機関・専門職、社会福祉協議会、福祉サービスや福祉活動を行う福祉施設、ボランティア団体・NPO、自治会・町内会、民生・児童委員などが協働して問題解決を図るしくみが求められています。

[重点目標3-3] 地域福祉推進の体制をつくろう

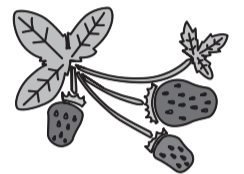
◇地域福祉推進会議を継続していきます。
◇市社協は市と協働して地域福祉推進を実施していきます。
◇市民公益活動サポートセンターとボランティアセンターの連携を図ります。
◇保健・医療・福祉サービスの総合的な連携を図ります。
◇日常生活を営む上で必要な人権を守るための制度、成年後見制度、日常生活自立支援事業などの利用支援をします。

[重点目標3-4] 地域福祉推進の資源・財源を確保しよう

◇地域福祉の活動内容に合わせた活動拠点を確保します。
◇佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附制度や広告収入など新たな財源の確保に努めます。

| 重点目標 | 取り組みの方向 |
|--------------------------|--------------------------------|
| [3-1] 保健福祉相談体制を整備しよう | 1 地域における相談のしくみづくりの整備 |
| | 2 虐待・ドメスティックバイオレンス・いじめの相談体制の充実 |
| | 3 メンタルヘルスの相談体制の充実 |
| | 4 家族介護者支援の充実 |
| [3-2] 地域福祉推進活動の担い手を育成しよう | 1 (仮称)地域福祉コーディネーターの養成 |
| | 2 民生委員・児童委員活動支援の充実 |
| | 3 地域活動への参加の促進 |
| [3-3] 地域福祉推進の体制をつくろう | 1 地域福祉推進会議の充実 |
| | 2 市と市社会福祉協議会との協働体制の充実 |
| | 3 市民活動をしやすい環境づくりの促進 |
| | 4 地域の保健・医療・福祉の連携 |
| | 5 権利を擁護するための実施体制の整備 |
| [3-4] 地域福祉推進の資源・財源を確保しよう | 1 既存施設や余裕教室の活用 |
| | 2 財源の確保 |

(4) [基本目標4] 分かりやすい情報のしくみづくり



必要な情報が必要な人に的確に届くよう、地域住民が助け合い、支え合うために情報をみんなで「共有」される必要があります。

| 重点目標 | 取り組みの方向 |
|----------------------|-------------------|
| [4-1] 情報のネットワークをつくろう | 1 地域福祉情報ネットワークづくり |
| | 2 情報交換の場づくり |
| [4-2] 情報を充実させよう | 1 広報・啓発活動の充実 |
| | 2 情報伝達ボランティアの拡充 |
| | 3 情報を活用するための環境整備 |
| [4-3] 情報を共有しよう | 1 情報収集・共有のしくみづくり |

[重点目標3-1] 保健福祉相談体制を整備しよう

◇(仮称)地域福祉コーディネーターを配置した相談窓口の設置を検討します。
◇なんでも相談窓口の開設を検討します。
◇家族が抱える生活問題を総合的に支援するため、各関係機関の横断的対応を図ります。
◇心の健康相談体制の充実を図ります。
◇高齢者や身体・知的・精神障がい者等の家族介護者を支援するために、地域包括支援センターと各相談支援事務所との連携を図ります。

[重点目標4-1] 情報ネットワークをつくろう

◇地域福祉情報のネットワーク化を推進します。
◇情報交換の場づくりをすすめます。

[重点目標4-2] 情報を充実させよう

◇広報活動をより効果的なものにします。
◇情報伝達に関わるボランティアを拡充していきます。
◇情報を活用するための環境整備をすすめます。

[重点目標3-2] 地域福祉推進活動の担い手を育成しよう

◇市と市社協は連携して地域福祉の担い手を育成していきます。

[重点目標4-3] 情報を共有しよう

◇情報収集・共有のしくみづくりをすすめます。

【用語の説明】

◇協働……協力して働くこと。共通目標に基づく複数の個人や集団が、それぞれの持つ制約を超えて目標を実現するために、共同活動における役割分担を明確にし、相互に他者への協力と、時には批判的緊張関係も含んで進められています。このような協働関係において、個人や集団は対等な関係にあり、互いの固有性と主体性を尊重しあうことが求められます。

◇日常生活自立支援事業……自身の判断能力に不安のある方が、どのような福祉サービスを受ければよいか、また、お金の出し入れや物品の購入などで困った場合に、個人の尊厳と利用者自身の意志決定を保持し、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理を援助することです。

◇災害時要援護者……必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々をいう。具体的には、傷病者、身体障がい者、知的障がい者をはじめ日常的には健常者であっても理解能力や判断能力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある高齢者などの社会的弱者や我が国の地理や災害に対する知識が低く、日本語の理解も十分でない外国籍の人などが挙げられます。

◇バリアフリー……公共の建築物や道路、個人の住宅等において、障がい者・高齢者の利用にも配慮した設計のことです。具体的には、車いすでの通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すりの設置、点字の案内板の設置等があげられます。

また、「心のバリアフリー」の言葉も用いられています。わが国の「バリア」には、階段などの物理的バリア、欠格条項などの制度上のバリア、視覚障がい・聴覚障がいなどに顕著な文化・情報面のバリア、そして「差別・偏見」という「こころのバリア(意識上の障がい)」があると言われていています。差別・偏見をなくして「こころのバリアフリー」を実現することが、ノーマライゼーション社会の構築には特に重要となっています。

◇市民公益活動サポートセンター……各種のボランティア活動、地域社会への貢献活動などの市民公益活動の推進を図るため、市民、市民公益活動団体及び事業者が相互に連携し、交流できる場所並びにその活動拠点として設置されています。

◇民生委員・児童委員……民生委員法に基づき、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱するもので、児童委員を兼ねています。民生委員は、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談の応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」と定められています。



Ⅳ 地域福祉推進会議

1. 地域福祉推進会議とは

「佐倉市地域福祉計画」と「佐倉市地域福祉活動計画」が協働で扱うべき課題及び地域からの課題について検討する地域福祉推進会議を設置し、佐倉市における地域福祉に係わる関係機関・団体、市民が集まり、行政と民間が協働して取り組んだ方が効果的に問題解決に結びつくことの議論を継続していきます。尚、個別課題に応じて、専門的な関係機関・団体から地域で活動している福祉活動団体等が、互いの立場から問題解決方法を話し合える場として「地域福祉推進会議」の機能の充実を図ります。

Ⅴ 佐倉市社会福祉協議会の取り組み

1. 社会福祉協議会とは

社協は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図る団体」として規定された民間の組織です。自治会・町内会等の地域住民組織やボランティア、市民活動団体、民生・児童委員、保健・福祉・医療・行政などの関係機関の参加を得て活動を進めており、県知事の認可を受けた社会福祉法人として、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」を目指し、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の企画・実施及び連絡調整などを行っています。

2. 佐倉市社会福祉協議会の基本理念 (平成20年3月制定)

○基本理念

私たちは、「住民主体の原則」のもと、佐倉市民の権利を尊重し、支え合いの精神に基づいた福祉のまちづくりを推進します。また、関係機関と常に密接な連携を取り、すべての佐倉市民が最良の福祉サービスを受けられるよう日々努力し、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざします。

○経営理念

1. 佐倉市民の安心安全な暮らしを第一に考えます。
2. 住民参加と協働による活動を展開します。
3. 公私の福祉サービスと医療・防災など生活関連分野の活動が連携した総合的な支援体制を整備します。
4. 多様化する福祉ニーズに応じた先駆的な活動に取り組めます。

○組織運営方針

1. 十分な福祉情報を提供し、開かれた社会福祉協議会をめざします。
2. 適切な事業評価を行い、効果的で自立した経営をめざします。
3. 法令を遵守し、信頼される社会福祉協議会をめざします。

3. 発展・強化計画活動基本方針

- 誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進する。
1. 住民参加・協働による福祉社会の実現
 2. 地域に根ざした利用者本位の福祉サービスや総合的な支援体制の確立
 3. 福祉課題の把握と先駆的事业の開発へのたゆみない挑戦
 4. 組織特性に基づく組織運営

第4次佐倉市地域福祉活動計画の推進

(ともに歩むふくしプランⅡ)

(平成23年度～27年度)

わたしも あなたも いっしょにつくる
いきいきと暮らせるまち 佐倉

地域福祉活動計画と社会福祉協議会

地域福祉活動計画は、

- ①福祉サービスを民間の立場で独自に企画実施することによって福祉サービスの供給を幅のあるものにする。
- ②誰でも安心して生活できる福祉のまちづくりを地域社会を構成するさまざまな組織の合意に基づいて推進していく。

という側面を持っています。佐倉市社協は、幅広い地域福祉関係者の参加により福祉のまちづくりに取り組んできた実績を踏まえ、地域福祉の時代における「地域福祉活動計画」の策定に取り組み、住民の地域福祉への関心や意識を高めるとともに、多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図ることに努めていきます。

地域福祉活動計画における社協の果たすべき役割

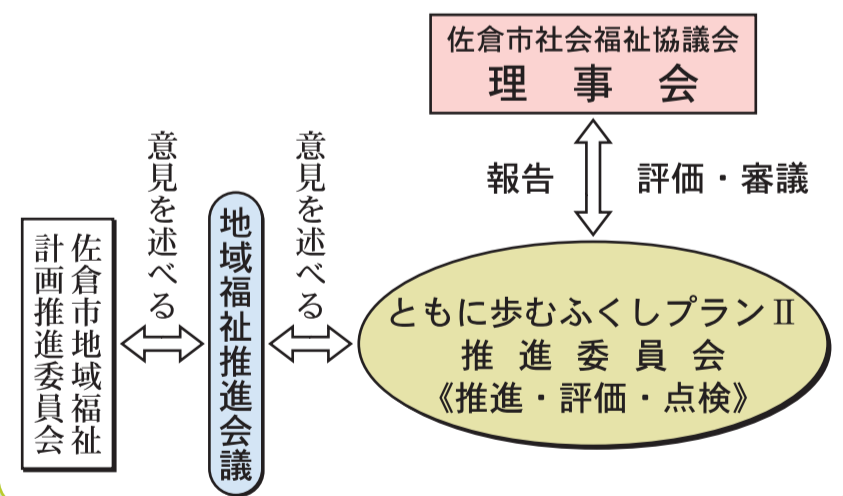
《地域福祉の推進役》

- ・協働の場の提供
- ・専門性の提供
- ・諸団体・関係機関との調整

《財源の確保》

- ・会員会費の拡大
- ・寄附の文化の醸成
- ・共同募金運動の活性化

地域福祉活動計画の推進体制



この「ともに歩むふくしプラン」は、抜き出して点線の部分で逆に折って保存してください。